

広島県選挙管理委員会告示第六十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、神石高原町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十年十一月二十七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	指定年月日
安田老人集会所	二 神石郡神石高原町安田七二三番地	平成二〇年一月一〇日
小野社会教育施設	神石郡神石高原町小野五八九八番地二	平成二〇年一月一〇日
新坂ふれあい会館	二 神石郡神石高原町新免八〇三番地	平成二〇年一月一〇日
仙養ふるさと会館	一 神石郡神石高原町近田六〇〇番地	平成二〇年一月一〇日
牧社会教育施設	神石郡神石高原町牧甲五六一番地	平成二〇年一月一〇日
相渡社会教育施設	地 神石郡神石高原町相渡三〇八二番地	平成二〇年一月一〇日
草木社会教育施設	神石郡神石高原町草木二六九六番地二	平成二〇年一月一〇日
高光集会所	神石郡神石高原町高光一六六六番地二	平成二〇年一月一〇日
くるみふれあいプラザ	神石郡神石高原町井関二〇六八番地一	平成二〇年一月一〇日
さんわ総合センター	一 神石郡神石高原町高蓋四七二番地	平成二〇年一月一〇日